

輸入貨物の木材こん包材に対する新たな植物検疫措置の実施について

1 背景

- (1) 国際貿易貨物(動植物、機械類、鉱物・石材、美術品等)に使用される木材こん包材は、植物に有害な動植物の侵入経路となることが国際的に懸念されたことから、これを規制するため、国際植物防疫条約に基づく「植物検疫措置に関する国際基準No. 15」(国際貿易における木材こん包材の規制に関するガイドライン)が採択されました。
- (2) 農林水産省においても輸入貨物の木材こん包材に関する病虫害危険度解析を実施しました。その結果、輸入貨物の木材こん包材を侵入経路として、海外から我が国に農林産物に被害を及ぼす検疫有害動植物(カミキリムシ類、キクイムシ類など)が侵入するリスクがある、との結論に達しました。

2 基本方針

上記の病虫害危険度解析を踏まえ、輸入貨物の木材こん包材について、我が国も国際基準に沿った植物検疫措置を導入することとしています。

本検疫措置は、輸出国における消毒処理及び処理表示の添付を前提とし、処理済み木材こん包材は植物検疫(輸入申請・輸入検査)の対象としません。

ただし、処理表示のないこん包材は、輸入申請及び植物防疫官による海空港での輸入検査が必要となり、また、検査の結果、病虫害が発見された場合は、消毒・廃棄・返送が命じられることとなります。なお、輸入申請に手数料はかかりませんが、消毒・廃棄となった場合の費用は、輸入者・管理者の負担となります。

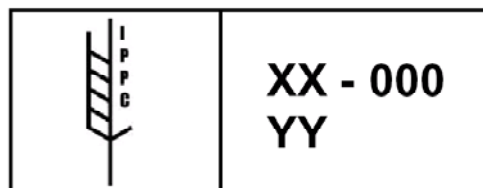
3 輸出国での措置

熱処理 (HT) : 木材の中心温度56℃、30分

又は

臭化メチルくん蒸 (MB) : 温度に応じて48-64g/m³、24時間

処理表示:



XX: ISOの国コード

YY: 処理に応じてHT又はMB

4 今後のスケジュール

2006年8月中旬 公聴会開催の公示、パブリックコメント開始

2006年9月中旬 公聴会開催

2006年10月上旬 検疫措置の公布

2007年4月上旬 規制実施

国際植物防疫条約 ; <https://www.ippc.int/IPP/En/default.jsp>

植物検疫措置に関する国際基準No.15 (ISPM No. 15 (2002) with modifications to Annex I (2006) Guidelines for regulating wood packaging material in international trade) ; <https://www.ippc.int/IPP/En/default.jsp>

農林水産省 ; <http://www.maff.go.jp/>

植物防疫所 ; <http://www.pps.go.jp/konpozai/index.html>

連絡先
農林水産省消費・安全局植物防疫課
田辺、片野
Tel 03-3502-8111 内線3246
Fax 03-3502-3386
kazuo_tanabe@nm.maff.go.jp
yasuji_katano@nm.maff.go.jp

国際基準の対象となる木材こん包材



パレット



木箱



木枠



ドラム



堰板



とめ木



ダンネージ



国際基準の対象とならない木材こん包材



合板、パーティクルボード、
オリエンテッドストランドボ
ード、ベニヤなど加工・処理さ
れた材で作られたこん包材
(写真はパーティクルボード)



その他: おがくず、削りくず、
木毛、チップなど
(写真は木毛)

諸外国における実施実況

国 名	実施時期
(北米)	
カナダ	2005年 9月16日、2006年 7月から完全実施。
米国	2005年 9月16日、2006年 7月から完全実施。
メキシコ	2005年 9月16日、2006年 7月から完全実施。
(中南米)	
コスタリカ	2004年 1月 1日
チリ	2005年 6月 1日
コロンビア	2005年 9月15日
ブラジル	2005年 7月11日
ペルー	2005年 9月 1日
エクアドル	2005年 9月30日
パナマ	2005年 4月15日
アルゼンチン	2006年 1月 1日
グアテマラ	2005年 5月26日
ボリビア	2005年 9月 5日
ベネズエラ	2005年 5月 2日
パラグアイ	2005年 9月 1日
ホンデュラス	2006年 2月25日
トリニダード・トバゴ	2005年 9月15日
ドミニカ	2006年 7月 1日
(ヨーロッパ)	
EU諸国	2005年 3月 1日、DBマークは2009年1月1日から実施。
スイス	2005年 4月 1日
トルコ	2006年 1月 1日
ブルガリア	2006年 6月 1日
(アジア)	
韓国	2005年 6月 1日
中国	2006年 1月 1日
フィリピン	2005年 1月 1日
インド	2004年11月 1日
インドネシア	2006年 7月29日 予定
(中近東)	
エジプト	2005年10月 1日
ヨルダン	2005年11月17日
(アフリカ)	
南アフリカ	2005年 3月 1日
(大洋州)	
ニュージーランド	2003年 4月16日、2006年 7月から完全実施。
オーストラリア	2004年 9月 1日

注；2006年7月現在32ヶ国(地域)。 WTO/SPS通報に基づき作成。

(参考) 植物防疫所ホームページ：http://www.pps.go.jp/konpozai/index.html